

2016-B

Ⅲ 36-B

拠出金・基金
の名称

国際移住機関拠出金(第三国定住支援関係)

種 別

☒イヤマークのみ ☐一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】国際移住機関(IOM)

【所管官庁担当局課・室名】外務省総合外交政策局人権人道課

【当該任意拠出金の目的・用途等】

当該拠出金は、タイ及びマレーシアから第三国定住により受け入れるミャンマー難民に対する出国前の支援(具体的には、現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーションと日本語教育)及び我が国到着までの渡航)をIOMに委託するために必要な費用である。

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千米ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成28年度	56,407	470		1米ドル=120円	0
平成27年度	53,628	488		1米ドル=110円	0
平成26年度	20,701	213		1米ドル= 97円	0

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

健康診断は、受入れ難民の選考作業の一部であるほか、結核など伝染性の疾病の有無を確認することで、渡航中の他の受け入れ難民や乗客を感染から守ることができる。また、予防接種を施すことで、受入れ難民の健康を保持することができる。

出国前研修は、基本的な日本語会話及び日本社会や生活に関するガイダンスであり、受講することで、渡航中の事故を防ぐことができるほか、入国後のカルチャーショックの軽減や、我が国の第三国定住事業が目指す自立定住の促進にも役立つ。

渡航は、滞在国から日本までの受入れ難民の渡航関連手続きであり、航空チケット手配のほか、不法滞在者である難民の滞在国政府からの出国許可取り付け、渡航文書及び査証取得、空港における出入国等手続きをIOMスタッフが行うことにより安全かつスムーズな渡航を実現することができる。

本拠出金による出国前研修等の成果により、受け入れた難民の9割以上が生活保護を受給することなく本邦で自立定住しているなど、第三国定住の円滑な実施に寄与している。

【備考】